○内閣府告示第二百九十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第二百十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の名称　福岡県及び福岡県京都郡苅田町

二　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び福岡県京都郡苅田町

三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県京都郡苅田町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところにより、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百九十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第二百十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の名称　交通ネットワーク整備を中心とした長崎市活性化計画

二　地域再生計画の作成主体の名称　長崎県及び長崎市

三　地域再生計画の区域の範囲　長崎市の全域及び西海市の区域の一部（大瀬戸町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百九十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第三百八十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の名称　歴史と温泉を生かした売れる地域づくり計画

二　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県及び熊本市

三　地域再生計画の区域の範囲　山鹿市の全域及び熊本市の区域の一部（旧植木町）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百九十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百五十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県及び熊本県上益城郡山都町

二　地域再生計画の名称　潤い、文楽、そよ風でつづるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　熊本県上益城郡山都町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）、補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（三の五⑤）、地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施（三の六）及び公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除（三の六）

○内閣府告示第二百九十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第三百八十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本市

二　地域再生計画の名称　植木町再生計画～人に活力、まちに魅力、未来に発展するうえき～

三　地域再生計画の区域の範囲　熊本市の区域の一部（旧植木町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百九十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第三百八十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の名称　ひたの自然と人が共生する環境と、地域の個性を生かした活力あるまちづくり計画

二　地域再生計画の区域の範囲　日田市の全域

三　地域再生計画の作成主体の名称　大分県及び日田市

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三百九十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県及び延岡市

二　地域再生計画の名称　清流と自然美を活かしたふるさとづくり地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　延岡市の区域の一部（北川町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第二百三十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県及び鹿児島県熊毛郡屋久島町

二　地域再生計画の名称　世界遺産屋久島と水産資源を生かした魅力ある港まちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　指宿市及び鹿児島県熊毛郡屋久島町の区域の一部（指宿港、宮之浦港、安房港及び麦生漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第三百三十六号をもって公示した地域再生計画の認定を平成二十二年三月二十三日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　滋賀県東浅井郡湖北町

二　地域再生計画の名称　「戦国大名浅井氏と小谷城」歴史文化のまち再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　滋賀県東浅井郡湖北町の全域